

## くろまぐろ（小型魚）の県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについて

### 第1 趣旨

くろまぐろの県内融通は、千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）及び「くろまぐろに係る令和6管理年度の県内融通の取扱いについて」（以下「県内融通取扱い」という。）に基づき行っているが、本県に配分された数量の消化率を向上させるため、県内融通の一層の促進を図る必要がある。

そこで、令和7管理年度における県内融通の促進に向けた追加配分の取扱いについては、「県方針」及び「県内融通取扱い」のほか、この取扱いを定め、配分量の譲渡を行った管理区分に対し、翌管理年度に追加配分（以下「譲渡メリット」という。）を行うこととする。

### 第2 くろまぐろ（小型魚）に係る譲渡メリットの取扱いについて

#### 1 定義

この取扱いに係る管理区分は、次の(1)から(4)に掲げる漁業の種類別及び地区別の管理区分とする。

- (1) 銚子・九十九里地区漁船漁業等
- (2) 夷隅地区漁船漁業等
- (3) 安房地区漁船漁業等
- (4) 定置漁業

#### 2 譲渡メリットの取扱い

前管理年度において「県内融通取扱い」に基づき融通が行われた場合、以下の「3 譲渡メリットの手続き」により取り扱うものとする。

#### 3 譲渡メリットの手続き

- (1) 国が繰り越した国の留保からの追加配分（以下「追加配分」という。）があった場合に、(2)から(3)に基づき譲渡メリットを配分する。
- (2) 譲渡した実績のある管理区分に対し、前管理年度の当初配分量の10パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の管理区分から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。なお、配分量が整数とならない場合は、小数点第2位以下を切り捨てる。
- (3) 配分の前原資は、県方針八4(3)ウの規定により当初配分比率に応じて配分される以前の追加配分とし、配分の前原資が不足した場合は、配分量に応じて按分する。

(参考) 譲渡メリットの配分イメージ

(管理区分Bから管理区分Cに譲渡があった場合)

